

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	50 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	38 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 9 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月から 50 年 11 月まで

社会保険事務所に国民年金保険料納付記録について照会したところ、納付事実が確認できない旨の回答があった。当時、A 市役所で月 350 円程度の保険料を納めていたと思う。納付後には国民年金手帳に領収スタンプを押印してもらっていた。私の国民年金保険料が未納となっていることは納得できないので、調べてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の記憶も定かでないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、昭和 50 年 9 月に国民年金に任意加入しており、同年 8 月以前の申立期間については加入資格が無いため、制度的に保険料を納付できないことになっており、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

一方、申立人は、申立期間後の昭和 50 年 12 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料がすべて現年度内に納付済みとなっており、任意加入直後の 50 年 9 月から同年 11 月までの期間の保険料が納付されていないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 9 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 8 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月から 41 年 3 月まで
昭和 38 年か 39 年ごろ、国民年金の加入手続を行い、保険料は 3 か月に一度集金人が自宅を訪れ、夫の分と一緒に納付していた。
申立期間について、夫が納付済みとなっているのに、私が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料の未納が無い上、一緒に保険料を納付していたとするその夫も、国民年金制度が施行された昭和 36 年 4 月から国民年金加入可能である 35 年間の保険料を全期間納付しており、申立人夫婦の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は夫婦二人分を一緒に納付していたと述べており、社会保険庁が保管する記録及び A 市が保管する国民年金被保険者台帳の記録により納付日が確認できた期間においては、夫婦が同日に保険料を納付していたことが確認でき、かつ、申立期間について集金人に納付したとしていることから、A 市に対して行った調査の結果、「昭和 39 年 4 月から国民年金推進員による戸別徴収が行われており、39 年 4 月以前については保険料の納付不振のため、職員が臨時に戸別徴収を行うことはあった。」との証言を得ており、申立人の主張に不自然な点はみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年4月から50年11月まで

昭和38年1月、父がA町役場において、国民年金の加入手続を行った。

昭和41年6月、結婚を契機にA町からB市へ転居したが、結婚するまでの国民年金保険料は、父がA町において納付し、結婚後の保険料は、自分で納付しており、最初のころは、B市の集金人に納付していたが、その後は、納付書により銀行で納付した。

申立期間の保険料の納付を示す領収書は、引っ越しの際に紛失してしまったが、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年にその父がA町において国民年金の加入手続を行い、41年に結婚するまで、父がA町において国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和38年度にA町において払い出されている上、保険料の納付についても、41年度までA町において納付されていることが確認できる。

また、申立人は、昭和42年度以降の保険料については、自分でB市において納付したとしているところ、少なくとも昭和42年4月から46年3月までの保険料は、B市において納付されていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間直後の昭和50年12月、任意加入により再加入したとされているが、この際、申立人に住居の異動等による生活環境の変化がみられないにもかかわらず、B市において別の国民年金手帳記号番号が払い出されている上、B市の申立人の過年度納付記録簿には、昭和38年度から58年度までの保険料の納付済期間が記録されていないなど、B市の事務処

理に不自然な点がみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和24年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和44年7月から46年12月まで

私が結婚したその月に妻と義母がA市役所に行き、私と妻の二人の国民年金の加入手続を行った。

その際、担当者から、私が20歳になった昭和44年7月から47年3月までの国民年金保険料を納付すると、全期間保険料が納付済みになるといわれ、後日、再び妻と義母がA市役所に行き、当該期間の私の保険料を窓口で一括納付した。

昭和44年4月以降の保険料については、妻が妻と私の保険料まとめて納付書により納付している。

社会保険事務所に年金記録を確認したところ、この一括納付した保険料について未納となっていた。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻と義母がA市役所において、申立人と妻と義母の3人の国民年金の加入手続を行ったとしているところ、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で払い出されている上、義母も同時期に国民年金に加入していることが確認できる。

また、申立人は、国民年金保険料の納付について、その妻が妻の保険料とまとめて納付していたとしているところ、申立人夫婦の納付日が確認できる国民年金の加入期間は、夫婦の納付日はすべて同一日となっている。

さらに、申立人は、申立期間の保険料について、結婚したその月に申立人の妻が義母と一緒にA市役所に行き、保険料を一括納付したとしていること

について、義母は、A市の担当者が白紙のメモ用紙に保険料の内訳と合計額を記入して渡したこと、保険料額がその時の長女（申立人の妻）の所持金では足りず、翌日自分が保険料を用立てて、再び長女（申立人の妻）と一緒にA市役所に行き保険料を納付したことなど、当時の状況を詳細かつ具体的に記憶しており、その内容に不自然な点は認められない。

加えて、申立人及びその妻は、申立期間を除き、保険料の未納が無いほか、夫婦の納付日が確認できる期間は、ほぼすべての保険料を納付期限内に納付していることが確認でき、申立人夫婦の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和35年5月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月10日から同年9月27日まで

申立期間は、A社B支店（現在は、C社D支店。以下同じ。）において、非常勤職員を経て臨時補充員として本採用になった期間であるが、厚生年金保険の加入期間が無い。

同支店の中でE業務を担当していた臨時補充員は私だけであるが、同じ臨時補充員でF業務を担当していた同僚は、厚生年金保険に加入していた。

また、臨時補充員として勤務していた時又はその後事務員に採用された時に、G所で訓練を受けた同期生4人は、他の支店で臨時補充員として勤務した期間について、いずれも厚生年金保険に加入している。

臨時補充員として勤務した期間は、厚生年金保険の加入が義務付けられていたと思うので、当該申立期間について加入の事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社H支社が提出した申立人に係る在職期間証明書及び申立人がI支店を退職する際に同支店の人事担当者から入手したとする人事記録によって、申立人が申立期間にB支店に臨時補充員として勤務していたことが認められる。

また、申立人が申立期間に当該事業所において臨時補充員として勤務していたとする同僚の一人（F業務）は、昭和35年4月1日から同年10月25日まで、当該事業所において厚生年金保険の被保険者としての記録がある上、この同僚は、当該被保険者期間は臨時補充員として勤務していたと供述しているほ

か、社会保険事務所が保管する当該事業所の被保険者名簿に厚生年金保険の被保険者として記録されている3人(二人はF業務、一人はJ業務)についても、「当該事業所における被保険者期間は、臨時補充員として勤務していた期間である。」と供述している。

さらに、申立人が、当該事業所で臨時補充員として勤務した期間にG所で受けたK訓練又は事務員に任用された後に同所で受けたL訓練において同期であった4人は、いずれも他の支店において厚生年金保険の被保険者としての記録が確認され、そのいずれの被保険者期間も臨時補充員として勤務していたとしている上、このうち二人は申立人と同職種であるE業務を担当していたとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、一緒に当該事業所で勤務していたほぼ同年齢の同僚及び申立人と同じE業務として他の支店に勤務していた同年齢の研修時代の同僚に係る社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、社会保険事務所の被保険者名簿の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない。

また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されているはずであり、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和35年2月3日、資格喪失日は同年3月18日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年1月7日から35年11月30日まで
申立期間についてはB社C事業所で勤務していた。当時の上司は「D氏」同僚に「E氏」「F氏」がいた。
厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険業務センターが保管する厚生年金保険被保険者台帳によれば、申立人と生年が相違する（昭和14年が昭和11年になっている。）同姓同名のA社に係る被保険者記録が確認できるとともに、その資格取得日は昭和35年2月3日、資格喪失日は同年3月18日とされており、申立期間内となっている。

また、申立人は、B社C事業所に勤務していたとしているが、社会保険事務所の記録によると、一緒に勤務していたという3人の同僚等がA社に勤務していること、A社はB社C事業所の下請であること、当該記録は未統合の記録であり、社会保険庁オンライン記録によると当該記録と同姓同名、同生年月日の基礎年金番号は存在しないことから、当該記録は、申立人の未統合の厚生年金保険被保険者記録と推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和35年2月3日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出及び同年3月18日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行い、申立人の給与から同期間

に係る厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、今回統合する、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万2,000円とすることが必要である。

- 2 申立期間のうち昭和31年1月7日から35年2月3日までの期間及び同年3月18日から同年11月30日までの期間については、申立人が、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、社会保険事務所の記録によると、A社は、昭和32年6月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、35年3月29日に適用事業所に該当しなくなっていることから、当該期間の一部は適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

さらに、当時の事業主及び申立人が名前を挙げた同僚も死亡等により所在が確認できず、社会保険事務所の記録から当該事業所に勤務していたことが確認できる複数の者に照会したが、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用の事実を確認できる供述を得ることはできない。

一方、B社C事業所については、申立人が名前を挙げた同僚等のうち一人の厚生年金保険の資格記録が確認できたが、昭和35年7月1日からの期間となっている。

また、当該事業所は昭和38年1月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡しており、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用の事実を確認できる関連資料を得ることはできない。

さらに、社会保険事務所の記録から当該事業所に勤務していたことが確認できる複数の者に照会したが、申立人の名前に記憶が無いと述べている。

加えて、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、当該期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）における資格取得日は昭和19年11月30日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年11月30日から20年1月1日まで

勤務していたC社が、昭和19年12月1日にA社と合併したためA社の社員となったが、勤務場所や仕事の内容には変化は無かったので、厚生年金保険の加入記録に2か月間の空白があるのはおかしい。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するA社の辞令及び同社が保管する同社の社史の記載により、同社がC社を昭和19年11月30日に合併したことが確認できるとともに、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所の記録により、申立人と同時期にC社で労働者年金保険被保険者台帳記号番号が払い出されたことが確認できる者のうち、厚生年金保険の加入記録が確認できる者31人の全員が、A社との合併前後においても資格喪失することなく、A社における被保険者として加入記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、C社の被保険者名簿及びA社において昭和20年以前に被保険者資格

を取得した者に係る被保険者名簿は、申立期間直後の20年11月に火災で焼失しており、現存するA社の被保険者名簿はその後復元されたものであることが確認されているが、この名簿は、オンライン記録で確認できる申立人の17年6月1日から19年11月30日までの期間の被保険者記録を含め、20年以前の被保険者記録が欠落しているなど、完全な記録とは言い難いものとなっている。

さらに、現存する被保険者名簿におけるこのような記録上の不備は、当該被保険者名簿が火災で焼失したという事情から、事業主又は申立人のいずれの責にも帰することができないものであると考えられる。

加えて、社会保険事務所が保管する労働者年金保険被保険者台帳索引票により、申立人のA社における被保険者資格取得日（昭和20年1月1日）の記録は、昭和47年6月10日に、申立人が当初取得した記号番号（xxxx-xxxxxx）とは異なる番号（yyyy-yyyyyy）の記録が統合されたものであることが確認できるが、同索引票によれば、統合された記録の被保険者氏名は「〇〇〇〇」となっており、別人の記録が統合された可能性も否定できない。

なお、社会保険業務センターが保管する厚生年金保険被保険者台帳において申立人の両事業所に係る申立期間の記録は存在しない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年11月30日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、C社及び申立期間当時のA社の被保険者名簿がいずれも焼失しているため認定が困難であることから、申立人のA社に係る昭和20年1月の社会保険庁の記録、及び厚生年金保険の年金額の計算に当たって昭和44年11月以前の標準報酬月額で1万円に満たないものは1万円として計算するとされている厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に基づき、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）における資格取得日に係る記録を昭和44年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月21日から同年11月1日まで
昭和44年9年に、C社D支店からA社E支店に転勤したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。この間も継続して勤務していたので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社E支店の当時の支店長、同支店における同僚及び事業主の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和44年9月21日にC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年11月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書における資格取得日が昭和44年11月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月から同年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年11月から62年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年11月から62年8月まで
社会保険事務所に納付記録の照会をしたところ、申立期間の納付事実が確認できない旨の回答があった。当時、国民年金保険料をA区役所(B市)の窓口で納付していたが、保険料の額は覚えていない。
領収書等は残っていないが、納付していたと思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の記憶も定かでないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険庁のオンライン記録及びB市の被保険者名簿において、昭和54年2月14日に任意加入被保険者の資格取得をし、57年1月1日に厚生年金に加入したことにより資格喪失していることが確認でき、その後、国民年金の加入手続が行われていないため、申立期間は未加入の期間となっている。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月から47年3月まで

昭和38年4月、A町からB市に転入後、国民年金に加入し、母親若しくは自分がB市とC町において、支払時期ごとに保険料を納付した。国民年金手帳は赤茶色との記憶があるが、納付金額は覚えていない。

申立期間の保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は保険料の納付について、その母親に依頼したか、申立人自身が納付書で納付したとしているが、申立期間の初期においては印紙検認方式での納付方法が採られており、納付書による納付はできなかった期間であるなど、加入手続、納付方法等の記憶が明確でないため、申立期間当時の国民年金加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、社会保険事務所の払出簿から昭和46年9月であることが確認でき、それ以前の申立期間当時は国民年金に未加入であったと考えられる上、申立人に別の手帳記号番号が払い出され、保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から41年3月まで

勤め先の会社が厚生年金保険の適用事業所となっていなかったため、昭和38年4月ごろ、会社の先輩に勧められて市役所に出向いて国民年金の加入手続をし、保険料は会社の社宅に来た集金人に支払っていた。

妻と二人分の国民年金保険料は1か月400円程度であり、国民健康保険料の両方を納付するのは大変だった記憶があるので、未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人の記憶は国民年金加入手続の状況や申立期間当時の納付状況について具体的ではなく、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、保険料を社宅に来ていた集金人に納付していたとする一方で、申立期間の約半分の期間(昭和39年11月まで)は社宅に住んでいなかったとするなど、申立内容に不自然な点も見受けられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連続番号で、昭和41年6月下旬から同年7月上旬に払い出されたことが推認できるほか、国民年金手帳記号番号簿を確認したところ、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は無く、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間である。

加えて、申立人とその妻の国民年金保険料の納付日は、確認できる昭和41年4月から43年7月まですべて同一であり、申立期間はその妻も未納記録となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 842

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から59年3月まで
昭和49年2月に退職し、すぐに自営でA業を起業した。

退職して以降は国民年金保険料を納付せずにはいたが、事業利益も出るようになり、昭和59年ごろに国民年金についてB市C区役所で相談し、同区役所から入手した払込通知書により過去に^{さかのぼ}遡って、D郵便局で数回に分けて納付した。

また、領収書等は会社の領収書と一緒に保管していたので、保存期限後処分したため残ってはいないが、申立期間の国民年金保険料は間違い無く納付しているので納付の事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、「昭和59年ごろに^{さかのぼ}遡って申立期間の保険料を納付した。」「夫婦の、現年度保険料に加え過年度未納分の保険料併せて、約8万4,000円を3回か4回に分けて支払った。」と供述しているが、その金額は納付すべき保険料額と大きく相違しており、かつ、申立期間は112か月と長期間である。

また、その妻は「保険料額及び納付した回数も記憶していない。」と供述している。

さらに、申立人が区役所で納付手続を行ったと主張している昭和59年ごろには特例納付の制度は無く、時効期間を経過していない過去2年間の保険料のみ過年度保険料として納付することができたが、申立期間の大部分の保険料は納付することができず、申立人の主張は合理性に欠ける。

加えて、B市が保管している国民年金手帳記号番号の払出経過が記載されて

いる資料によれば、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 5 月 9 日に連番で払い出されており、その時点では申立期間である 49 年 12 月から 59 年 3 月までの過年度保険料はすべて時効により納付することができない。

このほか、申立人は「昭和 49 年 12 月に国民年金の加入手続をした。」と供述する一方で、「退社してから年金のことを忘れていた上、資金的余力も無かったが、次第に利益が出るようになったことから区役所に行った。」とも供述している。

しかし、その妻は「昭和 59 年ごろに加入手続をしたのではないか。」と供述しており申立人夫婦の記憶が異なっているほか、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から59年3月まで

昭和59年ごろに国民年金についてA市B区役所で相談し、同区役所から入手した払込通知書により過去に^{さかのぼ}遡って、C郵便局で数回に分けて納付した。

また、領収書等は夫が経営する会社の領収書と一緒に保管していたので、保存期限後処分したため残っていないが、申立期間の国民年金保険料は間違い無く納付しているので納付の事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、申立期間の国民年金保険料の納付について、「昭和59年ごろに^{さかのぼ}遡って申立期間の保険料を納付した。」「夫婦の現年度保険料に加え過年度未納分の保険料併せて、約8万4,000円を3回か4回に分けて支払った。」と供述しているが、その金額は納付すべき保険料額と大きく相違しており、かつ、申立期間は112か月と長期間である。

また、申立人は、「保険料額及び納付した回数も記憶していない。」と供述している。

さらに、申立人の夫が区役所で納付手続を行ったと主張している昭和59年ごろには特例納付の制度は無く、時効期間を経過していない過去2年間の保険料のみ過年度保険料として納付することができたが、申立期間の大部分の保険料は納付することができず、申立人の主張は合理性に欠ける。

加えて、A市が保管している国民年金手帳記号番号の払出経過が記載されている資料によれば、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和61年5月9日に連番で払い出されており、その時点では申立期間である49年12月から59

年3月までの過年度保険料はすべて時効により納付することができない。

このほか、申立人の夫は、「昭和49年12月に国民年金の加入手続きをした。」と供述する一方で、「退社してから年金のことを忘れていた上、資金的余力も無かったが、次第に利益が出るようになったことから区役所に行った。」とも供述している。

しかし、申立人は、「昭和59年ごろに加入手続きをしたのではないか。」と供述しており申立人夫婦の記憶が異なっているほか、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から39年3月まで

昭和38年1月から39年3月までA店に住み込みで勤務していたが、20歳になった時に国民年金への加入を勧めた店主が、申立期間の国民年金保険料を毎月給料から天引きし、納付していた。

店主から給料明細書も国民年金手帳も受け取っていないため、納付した金額などは確認できないが、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「『将来のために国民年金に加入すると良い。』と勧めた店主が、私の申立期間に係る国民年金加入手続を行い、保険料を納付していた。また、その妻は『あなただけ特別ですよ。』と言っていた。」と供述しているが、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に全く関与していない上、店主及びその妻は既に死亡しているため、申立人の国民年金加入状況及び保険料の納付状況は確認できない。

また、申立人は昭和44年に国民年金の加入手続を行ったと推認され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

さらに、申立期間以外にも未納期間が存在する上、申立人が勤務していたA店の店主が申立期間についての国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、ほかに申立期間について申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から38年7月までの期間、40年2月、同年3月、41年4月及び42年9月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨等

申 立 期 間 : ① 昭和37年11月から38年7月まで
② 昭和40年2月及び同年3月
③ 昭和41年4月
④ 昭和42年9月から45年3月まで

平成6年か7年ごろ住宅ローン融資を受ける際に、未納期間の国民年金保険料を納付するよう指示を受け、A市B区役所の窓口で計算してもらい5万円ぐらい納付したのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立期間は43か月と長期間である。

また、申立期間は、平成6年1月19日に国民年金の加入手続を行った際に、国民年金の資格記録が追加されたために、未納期間となったものであり、この時点では、申立期間は、いずれも時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出され、保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、平成6年4月に申立期間の国民年金保険料を5万円ぐらい納付したと主張しているが、この金額は、同年1月19日に国民年金の加入手続を行った後、時効前の4年4月から同年8月までの過年度保険料を納付した金額4万8,500円とおおむね一致している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から48年3月までの期間及び51年4月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年9月から48年3月まで
② 昭和51年4月から52年3月まで

昭和58年に、A市B区役所の女性職員が来訪した際、厚生年金保険と国民年金の重複加入期間があるので、国民年金保険料が還付されることを聞いた時、自分の国民年金の加入期間には未納期間が無いことを確認している。申立期間について、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立期間は3年7か月と長期間である。

また、申立人自身は、国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人の国民年金の加入手続及び結婚前の保険料の納付を行ったとする申立人の父は既に他界しているほか、結婚後、申立人の保険料の納付にかかわっていたとする申立人の元妻からは、納付状況等について具体的な供述を得ることができないため、申立人に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しが昭和50年3月以降と推認されることから、この時点では、申立期間①の大部分の国民年金保険料は特例納付によるほかは時効により納付できない期間であるが、申立人が特例納付を行ったことをうかがわせる周辺事情及び別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間②については、申立人はその元妻が保険料を納付していたと主張しているが、生計を同一にしていた申立人の元妻に係る国民年金の納付記録も未納期間と記録されていることが確認できる。

なお、昭和52年8月から58年3月までの国民年金保険料と厚生年金保険料の二重納付により生じた国民年金保険料の還付金を申立期間に充当した可能性については、社会保険庁の事務処理上、還付金の充当は、時効が到来していない「納付すべき期間」（現年度分を除く）について行うこととされているところ、当該期間の保険料の二重納付が判明した58年6月の時点では、時効により還付金を申立期間に充当できない上、当該期間の国民年金保険料の金額に相当する還付すべき金額については、社会保険事務所の還付記録及び申立人から提出された預金通帳に記載された還付金額が一致していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年9月から44年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月から44年10月まで

国民年金保険料の納付状況をA社会保険事務所に照会したところ、申立期間の納付記録が確認できない旨の回答があった。

国民年金保険料の納付を示す資料は無いが、20歳からB町（現在は、C市）に保険料を納付していたはずなので、申立期間の保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続を行ったとする申立人の父親は既に死亡しており、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間当時の保険料をD農業協同組合（現在は、E農業協同組合F支店。）において、組合員勘定を利用して納付していたこともあるとしているが、同農協では、組合員勘定制度が始まったのは昭和40年ごろからであるとしている上、同農協の窓口で保険料の納付が可能となったのは52年6月1日からであることが確認でき、申立人の主張には不自然さが見受けられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、昭和45年11月ごろと推認でき、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないため、申立期間当時は国民年金に未加入であったと考えられる。

加えて、社会保険庁のオンライン記録によると、平成16年1月22日に、申

立期間後の昭和45年4月から同年12月までの国民年金保険料が厚生年金保険に加入していたために還付された記録があるものの、申立期間直後の44年11月から45年3月までの5か月間については保険料が還付された記録が無いことから、申立期間の一部を含む昭和44年度1年間の保険料は納付されなかったものと考えられ、国民年金手帳記号番号の払出しが45年11月ごろであることを踏まえると、申立人が国民年金保険料の納付を開始した時期は45年4月以降であると推認でき、この納付開始時期は、C市が保管する申立人に係る国民年金被保険者台帳の納付記録とも一致する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年1月まで

昭和44年2月に夫が会社を辞めて自営業を開始し、国民年金への加入手続のために市役所に行ったところ、職員に「奥さんは国民年金に加入していないから今なら20歳の時までさかのぼって一時金でまとめて納付できる制度がある。」と言われたので、夫が私の国民年金保険料を一時金で4万円から5万円を支払ってくれた。領収書は無いが、申立期間を納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が昭和44年2月ごろに国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を20歳までさかのぼって特例納付したと主張しているが、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の記録から46年10月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、そのころに国民年金の加入手続が行われ、申立人の夫の退職時点(昭和44年2月1日)までさかのぼって資格取得されたと推認できる。また、申立人の主張する44年2月ごろは特例納付の実施期間ではなく、申立期間の一部は時効により納付できないため、申立人の主張には不自然さがみられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記番号が払い出された昭和46年10月は、第一回特例納付の実施期間中であり、社会保険庁の記録から、申立人に係る44年2月から同年6月までの国民年金保険料が特例納付されたことが確認できるものの、申立期間は資格取得する前の未加入期間であるため保険料を納付することはできない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与し

ておらず、保険料の納付を行ったとする申立人の夫は、納付した保険料金額について「一時金で4万円から5万円を支払った。」としていたが、後に「納付金額の記憶について自信が無い。」と供述を変遷させるなど、当時の記憶が曖昧であり、保険料の納付状況等が明確ではない。

このほか、申立人が申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、別の国民年金手帳記番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年5月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年5月から60年3月まで
大学在学中の20歳になった昭和56年5月にA市役所で国民年金に加入し、就職する60年3月までの期間の保険料を3か月ごとに同市役所で納付した。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和56年5月にA市役所で国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険庁の記録から平成4年5月以降にB市で払い出されたことが推認できる上、C社会保険事務所の昭和49年11月から60年4月までの国民年金手帳記号番号払出管理簿を調査しても、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号は見当たらない。

また、社会保険庁のオンライン記録及び申立人が所持する国民年金手帳には、「昭和56年5月27日資格取得、60年4月1日資格喪失」と申立期間に対応する記録があるが、オンライン記録の変更年月日の記載から、これら記録は平成4年7月8日に追加され、申立期間が未加入期間であったことが確認できる。

さらに、申立人は、平成13年4月、当時所持していた2冊の年金手帳をB市D区役所に提出し記録の統合を行ったところ、A市で交付された旧年金手帳を回収されたとしているが、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録では、基礎年金番号（昭和60年4月ごろに払い出された厚生年金保険手帳記号番号）とB市で払い出された国民年金手帳記号番号が統合されたことが確認できるのみで、別の国民年金手帳記号番号は見当たらない。

加えて、申立人は、当時の国民年金保険料の金額をおおむね正確に記憶しながら、納付書及び資格喪失届に関する記憶があいまいであるほか、学生時代に国民年金に任意加入し、年金に対する意識が高かったと主張しているが、B市

で国民年金に加入した際、A市で国民年金に加入していたことを告げなかったとし、新しい国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることなど申立内容に不自然な点が見受けられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年11月から56年4月までの期間、57年6月から59年5月までの期間及び60年5月から61年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和53年11月から56年4月まで
② 昭和57年6月から59年5月まで
③ 昭和60年5月から61年6月まで

申立期間①の国民年金保険料については、妻がA市かB市で夫婦二人分を納付していた。

申立期間②については、兄が経営していたC社で働いていた期間なので、厚生年金保険に加入していたと思うが、記憶がはっきりしない。

申立期間③の国民年金保険料については、妻がB市役所D支所で3か月分(2万220円)ずつ納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることは納得できないので、納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び③について、その妻が夫婦二人分の保険料を納付していたと述べている。しかし、社会保険庁が保管する納付記録によると、申立人の妻の申立期間に係る保険料は3か月分ずつ現年度納付していることが確認できるが、申立人の昭和61年7月から63年3月までの保険料の納付記録では、63年8月から平成2年4月までの期間に毎月1か月分を過年度納付しており、平成元年10月から同年12月までの保険料についても3年2月に過年度納付していることが確認できることから、申立人の保険料とその妻の保険料の納付方法は相違していたと思われる。

また、申立人は、昭和60年及び61年にB市役所D支所が発行したと思われるレシート(計算書)が納付した証拠になるのではないかと述べているが、

その記録は、申立人の妻の納付期間と符合することから、申立人の国民年金保険料が納付されたことを証明するものとは考え難い。

さらに、B市が保管している申立人の妻に係る国民年金被保険者名簿の検認記録によると、昭和54年1月から55年3月までの保険料は55年12月23日に過年度保険料として納付されていることが確認できる。

加えて、申立人の妻は、「申立期間の国民年金保険料を月額7,400円から8,000円ぐらい。」と供述しているが、実際の保険料額と大きな差があり、申立内容が不自然であるほか、申立期間②については、申立人及びその妻共に、厚生年金保険料として控除されていたのか、国民年金保険料を納付していたのかははっきりしないとし、記憶が不鮮明である。

- 2 最初の国民年金の加入手続について、申立人は、記憶が無いとしており、申立人の妻も同様の供述をしている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、前後の番号の払出状況から昭和63年6月ごろと推定され、この時点では、申立期間の大部分は既に時効により納付できない期間であるが、61年7月から63年3月までの国民年金保険料が過年度保険料として納付されていることから、申立人は63年6月ごろに加入手続をした後、時効となっていない61年7月分から納付したものと推認できる。

さらに、社会保険庁が保管する申立人の国民年金資格記録は、昭和45年4月1日から60年5月1日までの記録を63年7月28日に追加処理されていることから、国民年金資格記録変更の手続は年金手帳が交付されたと推認できる63年6月ごろと認められる。

- 3 申立人が、すべての申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 10 月 3 日から 41 年 6 月 1 日まで
② 昭和 47 年 4 月 10 日から 48 年 2 月 16 日まで

昭和 40 年 10 月 3 日に A 社に主任として入社し、41 年 7 月 19 日の退職まで勤務した。また、47 年 4 月 10 日に B 社に入社し、48 年 2 月 16 日まで勤務した。しかし、社会保険庁の記録では、申立期間の厚生年金保険の加入が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、申立人が名前を挙げた同僚 3 人は、当該事業所において厚生年金保険に加入した形跡が無く、連絡の取れた一人から申立人が当該事業所に勤務していたとする供述が得られたものの、それ以上の供述は得られず、申立人の申立事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間当時に当該事業所に勤務していたことが確認できる 5 人に照会したが、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

加えて、当該事業所は、平成 18 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は連絡先が不明であることから、申立人に係る勤務実態及び申立人が申立期間の厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

2 申立期間②について、B社から提出された申立人に係る失業保険被保険者資格喪失確認通知書の写しにより、申立人が申立期間、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、申立人は同僚の名前を記憶しておらず、社会保険事務所の記録から、当時、当該事業所に勤務していた同僚4人に照会したが申立ての事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

さらに、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について当該事業主に照会したところ、当時の資料が無く不明であると回答していることから、申立ての事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月 1 日から 44 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料は無いが、A社（昭和 59 年 4 月に、B社に名称変更。現在は、C社。以下同じ。）に昭和 42 年 12 月から 44 年 4 月までの期間は継続して勤務し、給料袋の裏に社会保険料控除額が書かれていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、公共職業安定所に照会したところ、A社における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、昭和 42 年 12 月 6 日から 43 年 5 月 1 日までの期間及び 44 年 3 月 1 日から同年 4 月 29 日までの期間はA社において厚生年金保険に加入していることが確認できる。しかし、申立期間については、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

加えて、B社に申立人の雇用状況、厚生年金保険の適用の有無について照会したところ、「当時の関係資料は残っておらず、申立人の勤務期間は確認できない。また、社会保険庁の記録どおりの届出を行ったか否かは不明であり、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除したか否かについても不明である。」との回答を得ている。また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険

厚生年金保険被保険者原票において確認できる同僚に照会したところ、「申立人はC士として勤務していたが、勤務期間については不明である。また、時期は不明だが、申立人が突然事業所からいなくなったことを記憶しているが、申立期間後の当該事業所での在籍については記憶に無い。」「申立人は当該事業所を二度辞めている。一度目は普通に退職し、1年ほどでまた事業所に戻ってきたが、何かの理由で突然辞めたことを記憶している。」と供述しており、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 12 月から 48 年 4 月まで
② 昭和 48 年 12 月から 49 年 4 月まで
③ 昭和 50 年 12 月から 51 年 4 月まで

昭和 46 年 12 月から 51 年 4 月まで、A業の傍ら冬期間だけB社(現在は、C社。以下同じ。)が経営していた施設で働いた。このうち、社会保険事務所の記録によると、46年12月から47年4月までと49年12月から50年4月まで働いたときの厚生年金保険被保険者記録はあるものの、申立期間についての記録は無い。

申立期間について、健康保険証や年金手帳をもらった記憶は無く、給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶も無いが、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

すべての申立期間について、申立人の従事業務に関する供述及び同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がB社の施設に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人がすべての申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、申立人が名前を挙げた同僚一人は、「自分が当該事業所で勤務していた申立期間①及び②当時、申立人は厚生年金保険の被保険者であった。」と供述しているものの、その事実について確認できる関連資料や具体的な供述を得ることはできない。

さらに、社会保険事務所の記録により、すべての申立期間当時に当該事業所

に勤務していたことが確認できる 19 人に照会したところ、12 人から回答があったものの、申立人の申立内容を裏付ける明確な供述は得られない。

加えて、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について当該事業主に照会したところ、「当時の資料が無く不明である。」と回答していることから、申立ての事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

その上、当時の当該事業所の事務担当職員は、「当該事業所で社会保険の事務を任されており、毎月、従業員の給与から控除した厚生年金保険料額と社会保険事務所への納付額は間違いなく一致していた。」と供述している上、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、すべての申立期間において申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、社会保険事務所の記録に不自然な点は無く、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、申立期間についての雇用保険の記録においても、申立人の当該事業所における記録は存在しない。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 8 月から 32 年 6 月 6 日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録について照会したところ、昭和 31 年 8 月から 32 年 6 月 6 日までの加入記録が無い旨の回答をもらった。

私は、知人に A の製造に携わらないかと誘われ、B 社を紹介されたことから、昭和 31 年 8 月から同社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社における複数の同僚の供述から判断すると、入社日の特定はできないものの、申立人が申立期間に同事業所に勤務していたことは推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関係資料が無く、申立人も、厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、B 社は、社会保険事務所の記録によると、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も死亡していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況についての事実を確認できる供述を得ることはできない。

さらに、申立人が名前を挙げた二人の同僚は既に死亡しているため、社会保険事務所の記録から申立期間に当該事業所に勤務していたことが確認できる者のうち申立人と同様の職種であった 5 人に照会したところ、全員が、「試用期間があり、勤務開始後すぐには厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

なお、上記の 5 人について、本人が記憶している入社日と社会保険事務所の記録による資格取得日を見ると、全員が入社後数か月を経過した後に厚生年金

保険被保険者資格を取得していることから、申立期間当時、当該事業主は、社員を採用後ある程度の期間が経過してから厚生年金保険の加入手続を行っていたと推察できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 10 月 1 日から 56 年 4 月 1 日まで
② 昭和 59 年 1 月 1 日から 60 年 1 月 1 日まで

申立期間①は、A病院に、申立期間②は、B病院に、いずれもC科医として勤務していた。A病院に勤務していた間は、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があり、B病院からは、「健康保険は自分で加入してほしいが、年金は病院の方で掛けておく。」と言われた記憶があるので、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、申立人に係る厚生年金保険の適用状況について事業主に照会したところ、「雇用契約が1年未満の臨時採用の医師は、社会保険に加入させていない。」と回答している。

さらに、A病院が保管する社会保険加入履歴簿には、申立人の加入記録は無い。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、当該事業所における申立人の雇用保険の被保険者記録は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

2 申立期間②について、当時、B病院に勤務していた職員の供述から判断す

ると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間に同事業所に勤務していたことは推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関係資料が無く、申立人も、厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、申立人に係る厚生年金保険の適用状況について事業主に照会したところ、「申立人のように大学病院から派遣され、月に1回か2回しか勤務しない臨時の医師については、社会保険には加入させていなかった。」と回答している。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、当該事業所における申立人の雇用保険の被保険者記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年11月から30年11月まで
② 昭和30年12月から31年2月まで
③ 昭和31年2月から同年11月まで
④ 昭和32年7月から同年9月まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

A社B工場(①の期間。現在は、C社。以下同じ。)、D社E工場(②の期間)、F社(③の期間)、G社(④の期間)にそれぞれ勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かは明らかではないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

2 申立期間①について、申立人の当時の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人がA社B工場に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管するA社B工場の厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。一方、同名簿において整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、C社に申立人の雇用状況、厚生年金保険の適用の有無について照会したところ、「当時のA社B工場に係る関係書類が無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用の有無については不明である。」との回答を得ている上、H保険組合においても、「当時の関係資料が残っていないため、申立

人の健康保険の加入状況については不明である。」との回答を得ている。

さらに、申立人がA社B工場と一緒に勤務していたとする同僚、及び社会保険事務所の記録により申立期間①において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者5人に照会したところ、4人から回答が得られたが、4人とも、「申立期間中に申立人は臨時職員として勤務していたが、勤務期間及び厚生年金保険の適用の有無については不明である。」と述べており、このうち労務管理の担当をしたことがある者は、「申立期間当時、地方で採用された従業員は、まず、I作業員として臨時職員で採用し、その後、適性等を判断して地方社員として採用しており、臨時職員時には厚生年金保険に加入させておらず、地方社員になり一定の期間を経てから厚生年金保険に加入させていた。」と供述しており、申立人の当時の勤務形態が臨時職員であったとしていることから、当時の事業主は、申立人について厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 申立期間②について、社会保険事務所が保管するD社E工場の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

社会保険事務所の記録によると、D社E工場は、既に適用事業所に該当しなくなっていることから、同社の事業を継承したJ社に申立人の雇用状況、厚生年金保険の適用の有無について照会したところ、「当時の当該事業所に係る関係書類等が残っていないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用の有無については確認できない。」との回答を得ており、また、当時の事業主は既に死亡していることから、申立てに係る供述等を得ることができない。

また、社会保険事務所の記録により、申立期間②において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者6人に照会したところ、4人から回答が得られたが、4人とも「申立人についての記憶は無い。」とし、このうち、二人は、「当該事業所では、当時、厚生年金保険には正社員のみを加入させており、臨時職員は厚生年金保険に加入させてはいなかった。」との供述をしており、申立人は当時の勤務形態が臨時職員であったとしていることから、事業主は、正社員として採用されていない申立人を厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがわれる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 4 申立期間③について、申立人の当時の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人がF社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管するF社の健康保険厚生年金保険事業所別

被保険者名簿を確認したが、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。一方、同名簿において整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人がF社で一緒に勤務していたとする同僚、及び社会保険事務所の記録により申立期間③において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者7人に照会したところ、5人から回答が得られ、二人は、「申立人は、当該事業所に臨時職員として勤務していたが、勤務期間、厚生年金保険の適用の有無については不明である。また、当該事業所における厚生年金保険の加入基準については分からない。」とし、このうち一人は当該事業所における厚生年金保険の加入記録は確認できない。残り3人は、「申立人についての記憶は無い。」とし、このうち一人は、「当該事業所では、正社員、準社員、臨時職員等の雇用形態があり、臨時職員等はすぐに厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」とし、もう一人は、「当該事業所では、正社員のみが厚生年金保険に加入していたと思われる。」と述べており、同社の厚生年金保険の加入基準については確認できないが、勤務していた者全員を一律的に厚生年金保険に加入させていた状況にはなかったことがうかがわれる。

さらに、社会保険事務所の記録によると、F社は既に適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、申立てに係る供述等を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 5 申立期間④について、申立人の当時の事業主の供述から、期間の特定はできないものの、申立人がG社に勤務していたことは推認できるが、社会保険事務所の記録によると、同事業所は昭和32年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間④のうち、同年7月は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、G社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和32年8月及び同年9月について、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、社会保険事務所の記録によると、G社は既に適用事業所に該当しなくなっていることから、当時の事業主に照会したところ、「申立人は当該事業所で勤務していた記憶があるが、当時の関係書類が無く、申立人の勤務状況、厚生年金保険の加入状況については確認できない。」との回答を得ている。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚一人は、所在が確認できず、供述を得

ることができないことから、社会保険事務所の記録により、申立期間④において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者5人に照会したところ、二人から回答が得られたが、一人は、「申立人に関する記憶が無い。」とし、もう一人は、「申立人について、名前は聞いたことがあるが明確には覚えていない。」と供述しており、申立てに係る勤務状況等について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 6 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から33年7月まで

中学を卒業してすぐに、A社のB事業所に就職し、結婚前の昭和33年7月まで勤務した。会社から渡された書類などへの対応もすべて母に任せており、給与は中身を見ずに母に渡していたので給与明細書等を確認したことは無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚及びその他の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間にA社のB事業所に勤務していたことは推認できるが、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、社会保険事務所が保管する記録によると、当該事業所は昭和28年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち同年2月末日以前は、厚生年金保険の適用事業所に該当しないことが確認できる。

さらに、当該事業所の当時の同僚は、「当該事業所で勤務していた女性工員は正社員ではなく、厚生年金保険に加入していなかったが、昭和31年になって女性工員も厚生年金保険に加入することになった。」と供述しており、当時の上司は、「当該事業所の女性工員については、昭和31年9月1日に厚生年金保険に加入できることになった。その時、厚生年金保険に加入しなかった女性工員もいたが、事業所が女性工員を能力等により区別して厚生年金保険の適用を決定していたわけではなく、それぞれの女性工員の家庭の経済事情で保険料を控除されたくないという者もいた。申立人のことはよく覚えており、下にま

だ二人か三人の兄弟がいたので、申立人の給与を当てにしていた親が厚生年金保険に加入させなかった可能性がある。」と供述している。

加えて、申立人の中学の同級生であり、同時に当該事業所に就職した同僚は、申立人の上司が供述しているとおりに、昭和31年9月1日に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

なお、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について当該事業主に照会したところ、当時の資料が無く不明であると回答していることから、申立ての事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 644

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から 28 年 1 月 1 日まで

昭和 27 年 4 月から A 社で勤務したが、厚生年金保険の資格取得日は 28 年 1 月 1 日となっている。給与明細書等の書類は残っていないが、勤務期間を裏付ける表彰状を保管しており、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社における複数の同僚の供述及び申立人から提出のあった昭和 27 年度の申立人の勤務を讃えた表彰状の内容から判断すると、入社日の特定はできないものの、申立人が申立期間に同事業所に勤務していたことは推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関係資料が無く、申立人も、厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、当該事業所は、社会保険事務所の記録によると、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も死亡していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況についての事実を確認できる供述を得ることはできない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚二人のうち一人は入社あいまいの時期の記憶が曖昧であるが、入社あいまいの時期を記憶している一人及び社会保険事務所の記録から申立期間に当該事業所に勤務していたことが確認できる者のうち一人について、本人が記憶している入社時期と社会保険事務所の厚生年金保険の記録を比較したところ、入社後 7 か月後ないし 9 か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、当該事業主は、採用

後一定期間を経過するまでは厚生年金保険の加入手続を行っていなかったと推察できる。

加えて、申立人は、申立期間当時の健康保険について、「父の扶養家族として加入していたと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年6月から22年12月まで
② 昭和23年1月から29年9月まで

A社に勤務していた昭和20年6月から22年12月までの期間及びB社C事業所に勤務していた23年1月から29年9月までの期間について、厚生年金保険の加入記録を照会したところ、当該期間については、厚生年金保険に加入していない旨の回答を社会保険事務所からもらった。

しかしながら、それぞれの期間について間違い無く当該事業所に勤務していたので、各申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 両申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

2 申立期間①については、申立人の夫の供述及び申立人の申立内容から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していた可能性は認めることができる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A社は、昭和23年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できることから、申立期間において、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を調査した結果、申立人が申立期間において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した事実は無く、被保険者整理番号に欠番も無いことから、

申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は平成18年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間当時の事業主及び取締役も既に死亡していることから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することはできない。

加えて、社会保険事務所の記録によると、申立人が名前を挙げた同僚一人についても、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録は無い上、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和23年3月1日から同年12月31日までの期間において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚は40人いるが、そのうち所在が特定できた二人に照会した結果、二人とも「申立人に係る記憶は無い。」と供述していることから、申立人の申立内容を裏付けるような供述を得ることができない。

その上、このうち一人は、「昭和22年10月から当該事業所に勤務していた。」と供述しているものの、社会保険事務所の記録により、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和23年3月1日であることが確認できる。

3 申立期間②については、複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がB社C事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用について事業主及び申立期間当時の給与計算事務担当者に照会したところ、いずれも「確認できる資料が無いため、全く不明である。」と供述している。

また、申立人が名前を挙げた3人を含む同職種の同僚6人のうち所在が特定できた4人に照会したところ、このうち二人が「申立人と共に勤務していた。」と供述しているものの、申立人に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除については、これら4人全員が「全く分からない。」と供述していることから、申立人の申立内容を裏付けるような供述を得ることができない。

さらに、前述の同僚4人のうち、一人が「申立人はD業務をしており、臨時職員であったはずだ。」と供述している上、他の二人も「D業務を担当する臨時職員がいた。」と供述していることから、申立人は申立期間において、臨時職員として勤務していたことが考えられること、及び当該同僚4人のうち二人が「臨時職員であれば、厚生年金保険には加入しないはずだ。」と供述していることを併せて判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料が控除されていなかったことがうかがわれる。

加えて、社会保険事務所が保管するB社C事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を調査した結果、申立人が申立期間において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した事実は無い上、同名簿の記録について、不

自然さは見られない。

- 4 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を、両申立期間の各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月 1 日から 35 年 6 月 10 日まで

A社B営業所に勤務していた昭和 33 年 8 月 1 日から 35 年 6 月 10 日までの期間について、厚生年金保険の加入期間を照会したところ、厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。

当時の給与明細書等はないが、厚生年金保険料は給与から控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において、A社B営業所に勤務していたことは推認できるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い上、事業主に照会しても「確認できる資料が無いため不明である。」と供述しており、申立ての事実を裏付ける関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人が名前を挙げた同僚二人及び社会保険事務所の記録により申立人と前後して厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる同僚 11 人の合わせて 13 人に照会した結果、11 人から回答が得られ、5 人が「入社当初は正社員ではなかった、正社員になってから厚生年金保険に加入した。」と供述している上、申立人と当該事業所に同職種として勤務していた 3 人は「申立人は、採用当時は正社員ではなかった。」と供述している。

さらに、前述の回答が得られた同僚 11 人のうち、7 人について本人の記憶している入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日とに間隔があり、中には最大で 19 か月間も相違していることが社会保険事務所の記録により確認でき

ること、及び3人が「当該事業所は、厚生年金保険の加入について、一定の基準及び要件があり、正社員になってから厚生年金保険に加入させていた。」と供述していることから判断すると、当該事業所では、採用後正社員となるまでの期間は厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 647

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 44 年 6 月 30 日まで

A社（現在は、B社。以下同じ。）に勤務していた昭和 41 年 4 月 1 日から 44 年 6 月 30 日までの期間について、厚生年金保険の加入期間を照会したところ、厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。

当該事業所に勤務していた当時の同僚を記憶しており、また、給与明細書等、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを証明できる資料は無いが、確かに給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

また、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用についてA社及び申立期間当時、当該事業所に勤務した複数の同僚に照会したが、これらの事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前が記載されておらず、同名簿において健康保険の整理番号の欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、申立人が記憶する同僚の氏名も同名簿から確認することはできない。

加えて、社会保険庁の記録により、申立人は、申立期間のうち昭和 41 年 5 月 1 日から同年 7 月 26 日までの期間については、他社で勤務していたことが確認できることから、申立人の申立内容は不自然である上、雇用保険の加入記

録においても、当該事業所における申立人の記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 2 月から 63 年 1 月まで
② 平成 2 年 6 月から同年 9 月まで
③ 平成 4 年 9 月から 5 年 2 月まで
④ 平成 5 年 3 月から同年 6 月まで
⑤ 平成 5 年 9 月から 6 年 9 月まで
⑥ 平成 6 年 9 月から同年 10 月まで
⑦ 平成 6 年 11 月から 8 年 10 月まで

厚生年金保険加入期間の照会をしたところ、A社で勤務していた申立期間①について、B社に勤務していた申立期間②について、C社で勤務していた申立期間③について、D社で勤務していた申立期間④について、E社で勤務していた申立期間⑤について、F社で勤務していた申立期間⑥について、G社で勤務していた申立期間⑦について、それぞれ、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を社会保険事務所からもらったが、各申立期間について、いずれも厚生年金保険に加入しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。
- 2 A社に係る申立期間①について、雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 62 年 3 月 2 日から同年 12 月 19 日までの期

間において、A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所となった形跡は無い上、申立人が一緒に勤務していたと主張する申立人の実父も、申立期間において厚生年金保険の加入記録は無く、国民年金の申請免除期間となっていることが確認できる。

さらに、申立人が親類であったと主張している当該事業所の事業主は、既に死亡していることが確認できる上、その長女に照会した結果においても、「事業主であった母親は既に死亡している上、事業所も既に無いことから、資料等は存在しておらず、当時の状況は、全く不明である。」と供述していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況について確認できない。

- 3 B社に係る申立期間②について、申立人の従事業務に関する具体的な供述から判断すると、期間の特定はできないが、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によると、当該事業所は平成11年3月24日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主も、「当時の資料は無い上、申立人を雇い入れた記憶も無い。」と供述していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、申立人は、申立期間における上司、同僚等の氏名を記憶していない上、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間において当該事業所での厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚3人に照会した結果、いずれも回答を得ることができなかったことから、申立人の申立内容を裏付けるような供述を得ることができない。

さらに、申立期間当時の事業主は、「アルバイトであれば厚生年金保険に加入させず、社員であっても、採用後3か月程度の試用期間を定めており、同期間は、厚生年金保険に加入させていない。」と供述している上、当該事業所に勤務していた元社員の15人に照会した結果、このうち5人から回答が得られ、5人全員が、「アルバイトについては、厚生年金保険に加入させず、社員についても、採用後、3か月程度の試用期間を経てから加入させていた。」と供述している。

加えて、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の申立期間に係る加入記録は確認できない。

- 4 C社に係る申立期間③について、事業主は「雇用した全社員に係る履歴書を保存しているものの、その中に申立人は見当たらない上、当社社員の中には、申立人は、当社の請負業者であるH氏が雇用する従業員であったと記憶している者がいる。」と供述しており、給与事務担当者も、「申立人は、C社の請負業者であるH氏が使用していた者であり、C社の社員ではなかった。」

と供述している上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の申立期間に係る加入記録は無いことから判断すると、申立人が申立期間において、当該事業所に勤務していたとは考え難い。

また、当該H氏は、「申立期間当時は、C社に請負業者として出入りしていたが、申立人を雇用した明確な記憶は無い。自分は個人事業主であり、自分が雇用する者についても、厚生年金保険には加入させていなかった。」と供述している上、社会保険庁のオンライン記録によると、同氏の申立期間に係る厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、当該事業所に勤務した複数の社員からも申立人の申立事実を裏付ける関連資料や供述を得ることはできなかった

- 5 D社に係る申立期間④について、申立人の従事業務に関する具体的な申立内容及び当該事業所に勤務していた社員の供述から判断すると、期間の特定はできないが、申立人がD社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険料の適用について、事業主及び取締役等に照会したところ、「当社では、入社後一定期間の試用期間があり、この期間を経て正社員として採用し、その時に厚生年金保険を適用していたが、申立人は、正社員として採用しなかったと記憶している。」と供述している。

また、申立期間当時の同僚に照会したところ、「入社後一定期間の試用期間があり、この期間を経て正社員となった時に厚生年金保険に加入した。申立人は、試用期間を経て正社員となる予定であったが、試用期間中に退職したはずであり、申立人からは厚生年金保険料を控除していなかったはずである。」と供述していることから判断すると、申立人が当該事業所において厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

さらに、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の申立期間に係る加入記録は確認できない。

- 6 E社に係る申立期間⑤について、雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、このうち平成5年10月25日から6年6月25日までの期間において、E社（採用時には、I社。以下同じ。）に勤務していたことは認められる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によると、当該事業所は、平成12年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる上、当時の代表取締役及び取締役についても、申立期間において厚生年金保険の加入記録は無く、当該事業所に係る厚生年金保険の資格取得日は、12年4月1日であることが確認できる。

また、当該取締役が「申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所となっ

ておらず、社員から厚生年金保険料を控除していたことは無い。申立人にも、採用面接時に厚生年金保険には加入していない旨を説明し、申立人も納得していたはずである。」と供述していることから判断すると、申立人が当該事業所において厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

さらに、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険料の適用について、申立期間当時の同僚4人に照会したが、いずれからも回答は得られなかった。

- 7 F社に係る申立期間⑥については、F社から提出された現金出納簿の写し及び事業主の供述から判断すると、申立人は、申立期間とは相違する平成6年7月から同年9月までの期間において、F社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によると、当該事業所は、平成6年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、上記期間のうち、同日以前の期間は、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる上、当時の代表取締役に係る当該事業所での厚生年金保険の資格取得日は、同日であり、それより前の期間については、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険料の適用について、前述の代表取締役等に照会したところ、「申立人は、平成6年7月から同年9月までの期間、アルバイトとして勤務していたが、当社が厚生年金保険の適用事業所となる同年9月で退職することになっていたため、厚生年金保険の資格取得届を提出しておらず、厚生年金保険料も控除していない。」と供述している上、当該事業所から提出された現金出納簿の写しをみると、平成6年9月分福利厚生費は、同月において厚生年金保険に加入した4人分の社会保険料と、この4人のうち代表取締役及び取締役を除く二人分の雇用保険料の合計額と一致していることが確認できることから判断すると、申立期間において申立人に係る厚生年金保険料が控除されていたとは認められない。

さらに、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の申立期間に係る加入記録は確認できない上、申立期間当時の同僚二人に照会した結果においても、申立人の申立内容を裏付けるような関連資料や供述を得ることはできなかった。

- 8 G社に係る申立期間⑦については、申立人の従事業務に関する申立内容及び事業主の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がG社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所の商業登記は無く、社会保険庁のオンライン記録においても、厚生年金保険の適用事業所になった形跡は見当たらない上、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について事業主に照会した結果においても、「G社は、個人事業主であり、従業員の数も少なかったこ

とから、厚生年金保険の適用事業所であったことは無く、雇用していた社員から厚生年金保険料を控除していたことも無い。」と供述していることから、申立人は申立期間において厚生年金保険料を給与から控除されていたとは認められない。

また、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の申立期間に係る加入記録は確認できない上、申立人は、申立期間における上司、同僚等の氏名を記憶しておらず、申立人の申立内容を裏付けるような関連資料や供述を得ることはできない。

- 9 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を、各事業主により給料から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 5 月 2 日から同年 8 月 27 日まで

A社には、平成 7 年 2 月 9 日から同年 9 月 29 日まで途切れることなく勤務していたはずなのに、申立期間だけ厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしい。

私はB職で、私がいなければ営業できなかつたはずである。

当該事業所は、当時、経営的に厳しい状態であったため、社長が私の厚生年金保険を途中で切ったことも考えられる。しかし、健康保険証はもらっていたと記憶しているし、給与から厚生年金保険料が控除されていたことは間違い無いので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主及び複数の同僚の供述により、申立人は、申立期間について当該事業所に勤務していたことは推認できるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、平成 7 年 2 月 9 日から同年 5 月 1 日までの期間及び同年 8 月 28 日から同年 9 月 29 日までの期間は、当該事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できるが、申立期間については、厚生年金保険に加入していることが確認できなるとともに、申立期間のうち 7 年 5 月 2 日から同年 7 月 10 日までの期間は健康保険任意継続被保険者であることが確認できる。

さらに、申立人に係る当該事業所の雇用保険の記録では、平成 7 年 5 月 1 日に離職し同年 8 月 28 日再取得したことが確認できるほか、事業主は、申立期間当時、申立人と営業方針で対立していたことを認め「一時期、B資格者の登

録を申立人から別の者に変更した。」と供述しており、当該変更登録された者も「申立期間については、社長がB資格者として私の名前を登録したことが考えられる。」と供述していることから、申立人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者でなかったものと推測することができる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 1 月 20 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 53 年 10 月 29 日から同年 11 月 8 日まで
③ 昭和 54 年 10 月 1 日から 55 年 2 月 1 日まで
④ 昭和 55 年 7 月 21 日から同年 10 月 1 日まで

A社で、B職として勤務を始めたのは昭和 53 年の正月過ぎからで、11 月まで勤務したが厚生年金保険の加入記録が無い。当時は、子供が二人もいたので、前の会社を辞めて半年以上も厚生年金保険に未加入のまま働いたとは考えられない。

また、C社D支店に勤務したころについても厚生年金保険の加入記録が無いが、同社では1年以上勤務していた記憶がある。

当時の給与明細等はないが、申立期間①から④について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

2 A社に係る申立期間①及び②について、申立人は、一緒に勤務していた同僚の名前を記憶しておらず、社会保険事務所の記録から、両申立期間に当該事業所で勤務していたことが確認できる者は二人しかおらず、この二人に照会したところ、一人しか回答が得られず、この一人も申立人が申立期間において、当該事業所に勤務していたことを裏付ける供述は得られず、ほかに申立人が申立期間において当該事業所で勤務していたことをうかがわせる事

情は見当たらない。

また、当該事業所は、昭和 55 年 7 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所には該当しなくなり、当該事業所の閉鎖登記簿から当時の取締役を確認して照会したところ、申立人の申立期間における勤務事実及び厚生年金保険料の控除等について不明としている。

さらに、社会保険事務所の被保険者原票では、申立人の当該事業所における厚生年金保険の資格取得は、昭和 53 年 8 月 1 日（資格喪失は同年 10 月 29 日）と記録されており、申立期間の資格取得記録は確認できない上、申立人の当該事業所における雇用保険の記録とも一致している（取得日は昭和 53 年 8 月 1 日、離職日は同年 10 月 28 日。）。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 C社D支店に係る申立期間③及び④について、雇用保険の記録により申立人が昭和 54 年 12 月 18 日から 55 年 7 月 20 日までC社に勤務していたことは認められるが、申立人は、一緒に勤務した同僚の名前を記憶していない。

また、当該事業所は、申立期間当時、社会保険の適用を本社（E 県 F 市）が一括して行っており、当該事業所の D 支店に勤務していた同僚から申立期間に係る状況を聴取すべく、社会保険庁の記録を確認したが、被保険者が多数いることが確認され、申立期間同時に D 支店に勤務していた者を特定することができず、当時の状況を聞き取ることができない。

さらに、当該事業所は、平成 16 年 5 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所には該当しなくなり、当該事業所の閉鎖登記簿から当時の代表取締役を確認したが、住所の特定ができないため、申立期間の状況を聞き取ることができない。

加えて、申立人は当該事業所において G 年金基金に加入していることが確認できることから、当該基金に申立人の厚生年金基金の加入状況を照会したところ、申立人の同基金における資格取得は、昭和 55 年 2 月 1 日、資格喪失は同年 7 月 21 日とされており、この記録は社会保険庁の記録による申立人の厚生年金保険の資格取得及び資格喪失記録と一致していた。

このほか、社会保険事務所の被保険者名簿においても、申立人の当該事業所における厚生年金保険の資格取得は、昭和 55 年 2 月 1 日（資格喪失は同年 7 月 21 日）とされており、申立期間の加入記録は確認できない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年8月ごろから33年7月1日まで
昭和31年8月ごろから33年6月まで、A市にあるB社C事業所に所属し、元請であるD社の現場で坑内員として勤務していた。
給与明細書等はないが、厚生年金保険に加入しているはずなので、被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、昭和32年11月30日に取得した「E」の国家資格は、D社で取得したことが確認できること、及び申立人が上司として記憶している者が、申立人の供述どおり、B社F支店（現在は、G社H支店。以下同じ。）において、32年11月1日から36年11月1日まで厚生年金保険の加入記録が確認できることから、期間の特定はできないものの、申立人がB社C事業所と称する事業所に所属し、D社の現場で勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、申立ての所在地においてB社C事業所という名称で厚生年金保険の適用事業所となっている事業所は確認できず、B社F支店I作業所という名称の事業所が存在するが、当該事業所の厚生年金保険の適用年月日は昭和38年1月1日であることから、申立期間においては適用事業所ではない。

また、B社F支店I作業所は平成7年5月11日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、B社F支店から申立期間当時の状況を聴取したところ、当時の資料は廃棄しており、申立人の勤務状況等を確認できなかった上、申立人が申立期間当時の上司として名前を挙げていた者は、既に死亡しているため、申立期間当時の状況を確認できない。

さらに、B社F支店I作業所が厚生年金保険の適用となる前にB社F支店に

において厚生年金保険の加入記録があり、かつ、B社I作業所が厚生年金保険の適用となった昭和38年1月1日に当該事業所において厚生年金保険の加入記録がある者5人を抽出し、申立期間当時の状況を確認したところ、4人から回答があったが、いずれもB社F支店における加入記録より以前からB社F支店I作業所に勤務していたと供述しており、このうち二人はB社F支店の下請である個人事業所に所属していたと供述していることから、申立人も申立期間当時はB社F支店の下請業者の社員であり、同支店では、これら下請業者の事業主のみを厚生年金保険の資格取得者として社会保険事務所に届け出ている可能性が高いと考えられる（他の二人は、個人事業所に所属していたか否かの供述は行っていない。）。

加えて、社会保険事務所が保管するB社F支店の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人は、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い上、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から28年12月1日まで
社会保険事務所で、厚生年金保険の加入期間について照会したところ、厚生年金保険の加入期間は判明したが、申立期間は脱退手当金を支給済みであるとの回答であった。

脱退手当金を請求したことも受け取ったりしたこともないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「脱退手当金の制度は知っていたが、当時の生活状況を考えると一時金として受給するより年金として受給する方が有利だと考えていた。」とのことであるが、申立人は申立期間に係る事業所を退職後、厚生年金保険の被保険者期間が無い上、国民年金に加入したのは3号被保険者となった昭和61年4月からであり、年金に対する意識が高かったとは考え難い。

また、当時の同僚で脱退手当金を受給している者から実情を聴取したところ、二人の同僚から、会社から脱退手当金の説明があり、家族がもらいに行ったような気がする旨の供述があり、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは言えない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の「保険給付」欄には、脱退手当金の支給を意味する記録があり、同台帳に記載されている支給金額に計算上の誤りはなく、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金

を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 20 日から 38 年 2 月 16 日まで

社会保険庁の記録では、申立期間は厚生年金保険の脱退手当金が支給された期間となっているが、私は脱退手当金を請求した覚えも無く、また、受け取った記憶も無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 3 月の前後 2 年以内に資格喪失した者 7 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、5 人に脱退手当金の支給記録があり、その全員が資格喪失後 4 か月以内に支給決定がなされている上、当時の会社役員は「結婚退職する女性は脱退手当金を受け取るのが普通であった。」と供述しているほか、受給している同僚の夫も「結婚退職する女性が希望すれば、会社が脱退手当金の手続をしてくれ、妻もそのようにして受給した。」と供述していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱退」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月 1 日から 37 年 10 月 1 日まで
昭和 37 年 11 月に結婚するため退職した。12 月はずわりがひどくて動ける状態ではなかった。退職金も受けていないし、脱退手当金の手続もしたことがない。脱退手当金を受け取っていないので、申立期間について年金額に反映される被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 37 年 10 月の前後 34 年から 39 年までに資格喪失し脱退手当金の受給要件を満たす者が 11 人おり、これらの脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む 8 人に支給記録があり、そのうち 6 人について資格喪失日の約 4 か月以内に支給がされている上、当該支給記録のある二人から、当該事業所は脱退手当金の説明を行っており、代理請求も行っていた旨の回答があることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 37 年 12 月 6 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 655

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月 1 日から 55 年 4 月 30 日まで

私は、知り合いから紹介されて、申立期間にA社で働いていたが、その間の厚生年金保険の加入記録が認められなかった。

金額は覚えていないが、給与明細書の中で社会保険料が引かれていたし、同僚の二人も厚生年金保険に加入していることから、自分だけ加入していないことに納得できないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。しかし、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、当該事業所は平成5年10月26日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立内容を確認できる関連資料等を得ることはできない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査したところ、申立人が申立期間中に被保険者資格を取得した記録は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、当時の事業主は既に死亡しており、申立てに係る供述を得ることができない上、申立人が名前を挙げた同僚二人及びその他の同僚3人に勤務実態や厚生年金保険の適用について照会したところ、そのうち4人から回答があったが、これらの事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。また、同僚の供述から新たに名前が挙げた者についても、当該事業所の被保

険者原票で確認したが、厚生年金保険の加入記録は無かった。

加えて、雇用保険の加入記録においても、申立事業所における申立人の記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 15 日から 41 年 6 月 1 日まで

A社（昭和 40 年 11 月 4 日にB社に名称変更。以下同じ。）に申立期間を含め継続して勤務しており、その間は給与から厚生年金保険料が控除されていた。申立期間は、会社が意図的に社会保険から脱退したものであり、この期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことは推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、当該事業所は昭和 49 年 12 月 3 日に解散しており、申立内容を確認できる関連資料等を得ることはできない。

また、社会保険庁の記録では、A社は、昭和 40 年 4 月 14 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなり、次にB社として適用事業所となったのは 41 年 6 月 1 日であることから、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

さらに、申立人の同僚で、A社及びB社双方に係る厚生年金保険被保険者原票があり、申立期間において当該事業所に継続して勤務していたと推認できる 7 人について被保険者資格の記録を確認したところ、いずれも申立人と同じくA社を昭和 40 年 4 月 14 日に資格喪失し、その後B社で 41 年 6 月 1 日に資格取得していることが確認できるほか、申立期間当時、当該事業所の取締役だった同僚は、「申立期間当時、当該事業所は会社の都合により社会保険から脱退

しており、その間は各自、国民年金と国民健康保険に入るように言われたので、給与から保険料は控除されていなかったと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月 1 日から 38 年 10 月 1 日まで
昭和 37 年 12 月から 38 年 9 月まで、A 市役所の B 課に長期非常勤職員として勤務していた。A 市役所は申立期間当時から長期非常勤職員を何百人も雇用しており厚生年金保険に加入していないはずがないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、同じ課で一緒に勤務していた長期非常勤職員二人や職員の姓を数名記憶しており、勤務内容についても詳細に記憶していることから、A 市役所の B 業務を扱う部署で勤務していた可能性は認められるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の関連資料は無く、申立人も厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

また、申立期間当時、B 業務を担当していた部署は、A 市 C 部 B 課であるが、社会保険事務所の記録によると、同課は、A 市 D 部 E 課として昭和 45 年 1 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人の供述によると、申立期間当時は非常勤職員は 3 人であったとしていることから、当時の適用事業所の要件（常時 5 人以上使用）を満たしていなかったと考えられる。

さらに、当該事業所では当時の資料を廃棄しているほか、申立人と申立期間に同様の仕事をしていたとする長期非常勤職員二人及び他の同僚として 7 人の正職員の名前を挙げているが、いずれの職員も申立人は姓しか記憶にないため特定できず、申立てに係る事実を確認するための資料や供述を得ることはで

きない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていたことを認めることはできない

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月ごろから 37 年 9 月ごろまで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入した事実は無い旨の回答を受けた。当該期間は、A社B所に住み込みで勤務しており、管理人の指導の下、C業務、D業務等の仕事をしていた。

健康保険証をもらった記憶のほか、健康保険料と厚生年金保険料のいずれも給料から控除されていた記憶もあるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における当時の勤務実態の申立内容及び元E課担当職員の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において同社に、F要員として勤務していたことは推認できるが、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿について、昭和30年9月1日から38年6月6日までを調査したが、申立人の氏名は記載されておらず、被保険者整理番号にも欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人が名前を挙げた申立人と共に勤務していたとする同僚3人についても厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立人と同様に申立期間に厚生年金保険に加入していた形跡は見られない。

加えて、当該事業所の元E課担当職員は、「申立人の事業所における身分がF要員であったため、申立人と同職種にある者については、厚生年金保険に加入させておらず、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と供述し

ていることから、事業主は、一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの申立事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 34 年 11 月 1 日から 35 年 3 月 1 日まで

申立期間①については、A省B事業所に季節労働者として勤務していた。昭和31年から33年までは当該事業所における厚生年金保険の加入記録があるのに、34年のみ加入記録が無いのは納得ができない。

申立期間②については、B社に臨時社員として勤務していた。

両申立期間の厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料は無いが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

また、A省B事業所は昭和36年8月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の所長も既に死亡しているため、A省C局に照会したところ、当時の関係資料は保存されておらず、申立期間当時における申立人に係る勤務実態及び保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険被保険者であった者5人に照会したが、全員が申立期間当時に申立人が勤務していたか否かを記憶しておらず、このうち当該事業所の事務員であった者は、「昭和34年から事務を担当しているが、当時、季節労働者は厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述しており、申立人と同

じく昭和31年から33年まで3期連続して当該事業所において厚生年金保険の加入記録が存在する21人（申立人を除く）全員が34年については厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

加えて、申立期間①における当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は記載されておらず、整理番号に欠番も見られないことから申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 2 申立期間②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

また、社会保険事務所の記録によると、B社は昭和42年7月28日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の代表者も既に死亡しているため、申立人の勤務実態や当時の厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は既に死亡しており、申立てに関する供述を得ることができない上、当時の代表者の息子によると、申立人が当該事業所で勤務していたことを記憶しているものの、その時期までは記憶していない。

加えて、社会保険事務所の記録により申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険被保険者であった者5人に照会したが、全員が「申立人が勤務していたか否かは分からない。」と供述しており、このうち事務担当者であった者は、「当時、冬期間のみの勤務である者は臨時社員であるので、厚生年金保険には加入させておらず、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と供述している。

その上、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は記載されておらず、整理番号に欠番も見られないことから申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 660

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 1 日から 41 年 10 月 1 日まで
申立期間については、A社でB見習として勤務していた。

厚生年金保険料の控除が確認できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が、申立期間のうち、昭和 39 年 8 月 11 日から 40 年 4 月 20 日までA社に勤務していることが確認できるが、同年 5 月 1 日から同年 10 月 31 日までは別の事業所で勤務していることが確認できる。

また、申立人には、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情が無い。

なお、当該事業所に照会したが、昭和 47 年以前の資料は保管されておらず、当時の事業主及び事務担当者も死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用についての供述を得ることはできない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚及び社会保険事務所の記録より当該事業所に勤務していたことが確認できる者に照会したところ、複数の者から「申立人は、自分たちとは違い、C工事の見習いであった。一人前になるまでは5年程度必要であり、見習期間中は、厚生年金保険には加入していないはずである。」と述べている。

加えて、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿及び原票には、申立人の名前は記載されておらず、整理番号にも欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 6 月から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 17 年 9 月 1 日から 20 年 12 月 30 日まで

A社B工場(①の期間)には、昭和 17 年 6 月から同年 8 月まで、C社D工場(②の期間)には、同年 9 月から 20 年 12 月までそれぞれ勤務し、E部品の製作に従事していた。給与明細書等の書類は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 両申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人は、昭和 19 年 4 月 18 日から 20 年 4 月 1 日までの期間、F社G工場において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

2 申立期間①について、社会保険事務所の記録によると、申立てのあったA社B工場という名称で厚生年金保険の適用事業所となっている事業所は無い。

また、社会保険事務所の記録によると、F社G工場は、既に適用事業所に該当しなくなっていることから、H社I工場に照会したところ、「A社B工場は、昭和 19 年 4 月から 21 年 2 月までの期間において設置されている。また、当工場に厚生年金保険加入者名簿が保管されているが、20 年 10 月 30 日現在以降の在籍者の名簿であり、申立人の記録については確認できない。」との回答を得ている。

さらに、申立人は勤務していた期間に係る記憶が曖昧であり、当時の同僚等の名前を覚えておらず、申立てに係る供述等を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

3 申立期間②について、申立人はA社B工場に勤務している途中でC社D工

場への異動を命令されたと主張しているが、申立期間②の一部において、F社G工場における厚生年金保険の加入記録が確認できる。

また、社会保険事務所の記録によると、C社D工場は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるが、申立人の加入記録は確認できない。

さらに、J社に照会したところ、「C社は、当社の前身の企業ではあるが、法人格が違うためC社に在籍していた者の人事記録等は当社で管理しておらず、申立人の在籍及び厚生年金保険の適用の有無については確認できない。」との回答を得ている。

加えて、申立人は勤務していた期間に係る記憶が曖昧であり、当時の同僚等の名前を覚えておらず、申立てに係る供述等を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月 1 日から同年 8 月 31 日まで

申立期間については、A社B出張所で勤務していた。A社は大手事業所であり、厚生年金保険の加入手続をしていなかったとは考えられない。当時の給与明細書は所持していないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社B出張所に係る申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、当該事業所は昭和 43 年 6 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、A社C支店に照会したが、「当時の資料は無く、申立人が当社B出張所に在籍していたか否かは不明である。当時の厚生年金保険加入条件等についても、資料が無いため不明である。」としていることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況について確認できない。

さらに、申立人が一緒に勤務していたとする同僚は既に死亡しているため、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況についての供述を得ることができない。

加えて、社会保険事務所の記録により昭和 37 年 10 月から 43 年 6 月まで当該事業所の被保険者であったことが確認できる事務の仕事をしていた者によると、「申立人が当該事業所に入出入りしていたことは知っている。」としているものの、その時期までは記憶しておらず、「当時は 200 人くらいの人が働いており、ひと月のうちに数十人もの人が入って数十人もの人が辞めていた。当該

事業所では、健康保険はD保険組合であったので、ほとんどの者を加入させていたが、厚生年金保険は全員を加入させていた訳ではなかったと思う。」と供述しており、社会保険事務所の記録によると申立期間における当該事業所の被保険者数は最大でも90人であることと併せて考えると、事業主は申立期間当時、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない実態が見受けられる。

その上、当該事業所の厚生年金保険被保険原票には、申立人の名前は記載されておらず、同原票の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日まで
② 昭和 55 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日まで
③ 昭和 56 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日まで
④ 昭和 57 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日まで
⑤ 昭和 58 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日まで
⑥ 昭和 59 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日まで
⑦ 昭和 60 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日まで
⑧ 昭和 61 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日まで

昭和 54 年から 61 年の毎年、4 月から 11 月まではA社のB船で同僚 15 人と共に、C業に従事していた。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、雇用保険の記録によると、申立期間①はD社に勤務しており、申立期間②のうち昭和 55 年 4 月 1 日から同年 11 月 22 日までの期間、申立期間③、申立期間④のうち 57 年 4 月 2 日から同年 11 月 30 日までの期間、申立期間⑤のうち 58 年 4 月 5 日から同年 11 月 24 日までの期間、申立期間⑥のうち 59 年 4 月 15 日から同年 11 月 28 日までの期間、申立期間⑦のうち 60 年 4 月 11 日から同年 11 月 30 日までの期間及び申立期間⑧のうち 61 年 4 月 11 日から同年 11 月 30 日までの期間については、E社に勤務していたことが認められる。

なお、A社に照会したところ、「E社は当社が出資して設立した別会社であり、申立人は、E社で仕事をしていたようだ。」と述べている。

さらに、社会保険事務所の記録によるとE社は昭和62年4月1日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認でき、社会保険事務所の記録により申立人と同じく同年5月1日にE社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している15人全員が、申立期間当時のA社における厚生年金保険の加入記録は無く、このうち所在が確認できた者に照会したところ、複数の者が「申立期間当時、A社で申立人と一緒にC業に従事していた。」と供述している。

加えて、A社で事務を担当していた者は、「雇用保険はE社で加入していたが、当時、C業は船員保険、健康保険の適用にならず、国民健康保険だった。」と供述している。

その上、社会保険事務所の記録によると、申立人は、申立期間の全期間について国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

昭和 41 年 3 月に高等学校を卒業し、同年 9 月から A 社 B 支店 (C 出張所) に就職し、42 年 4 月からは D 共済に加入した。

社会保険事務所の記録によると、当該事業所での厚生年金保険の資格取得日が昭和 41 年 12 月 1 日になっているが、それ以前から働いていたことは間違い無く、厚生年金保険にも加入していたと記憶しているので、厚生年金保険の資格取得日を同年 9 月 1 日に変更してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A 社 B 支店における勤務履歴カードにより、申立人が臨時雇用員として C 出張所に昭和 41 年 8 月 19 日から勤務していたことが認められるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、E 社 (F 部 G 課) に照会したが、「厚生年金保険等への加入は事業所単位の裁量に委ねられていたが、届出等に関する資料が A 社から一切継承されておらず、実態を把握することはできない。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等について確認ができない。

さらに、申立人が一緒に勤務していたとする同僚についても、勤務開始日から厚生年金保険の資格取得日までは、申立人と同じく一定の期間があったことが確認できることから、当時、事業主は勤務開始後すぐに厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 6 月 ごろから 37 年 ごろまで
② 昭和 37 年 ごろから 38 年 ごろまで
③ 昭和 43 年 ごろから 47 年 ごろまで
④ 昭和 48 年 ごろから 同年 9 月 5 日 まで
⑤ 昭和 49 年 7 月 21 日 から 51 年 ごろまで

申立期間①については、A社かB社に勤務していた。

申立期間②については、C社D営業所に勤務していた。

申立期間③については、C社E営業所とF社のテナントであったG社に勤務していた。

申立期間④及び⑤については、昭和 48 年 ごろから 51 年 ごろまでH社に勤務していたが、社会保険事務所の記録によると、48 年 9 月 5 日から 49 年 7 月 21 日までしか厚生年金保険の加入記録が無い。

すべての期間について、勤務していた正確な時期及び期間は記憶していないが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無く、申立人は、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い上、実際に勤務していた期間の記憶が明確ではない。

2 申立期間①について、申立人が勤務していたというA社及びB社は、商業登記簿謄本によると、同じ地区に所在しており、A社の代表取締役がB社の監査役を務めていることから関連会社と推認できるが、いずれも既に解散している。

また、両事業所共、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所として確認することができず、事業主及び役員も申立期間には別の事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得しているか、あるいは、厚生年金保険に加入した形跡は見当たらない。

さらに、申立人は一緒に勤務していた同僚等の名前を記憶しておらず、事業主の所在も確認できないことから、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用についての事実を確認できる供述を得ることはできない。

- 3 申立期間②について、申立人はC社D営業所に一緒に勤務していた同僚等の名前を記憶していないため、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用についての事実を確認できる供述を得ることはできない。

また、当該事業所は、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所として確認することができず、I社J支店及びK年金基金に照会したが、申立人の勤務実態についての事実を確認することができない。

- 4 申立期間③について、C社E営業所は、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所として確認することができず、I社J支店及びK年金基金に照会したが、申立人の勤務実態についての事実を確認することができない。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人には、申立期間③の直前である昭和42年8月1日から同年11月1日までC社L営業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、社会保険事務所の記録により同事業所で同時期に厚生年金保険の被保険者記録が確認できた者に照会したところ、「昭和42年に申立人と一緒に勤務していた。勤務場所はM駅前にあったL営業所の出張所のようなところだった。」と述べている。

一方、G店について、同事業所は、社会保険事務所の保管する適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録において、同事業所名及び類似の名称等での確認を行ったものの、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

さらに、当該事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記簿謄本の記録は無く、F社N部及びO協会に照会したが、当該事業所の存在を確認することができない。

- 5 申立期間④及び⑤について、申立人はH社と一緒に勤務していた同僚等の名前を記憶していないため、社会保険事務所の記録から当該事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できた者に照会したところ、「申立人のことは記憶しているが、実際に勤務していた期間についてははっきりしない。」と述べている。

また、当該事業所は、社会保険事務所の記録によると、昭和48年5月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間の一部は適用事業所に該当していないことが確認できる。

さらに、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなって

おり、代表清算人に照会したが、当時の資料が保管されておらず、申立人の勤務実態等を確認することができない。

加えて、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和 48 年 9 月 5 日に厚生年金保険の資格を取得し、49 年 7 月 21 日に資格を喪失していることが確認できるが、その記載内容に不自然さは見られず、健康保険被保険者証も同年 8 月 7 日に返納されている。

その上、申立人の当該事業所に係る雇用保険の資格記録と厚生年金保険の資格記録は合致している。

6 このほか、申立人のすべての申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第三種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 2 月 16 日から 27 年 8 月 20 日まで
申立期間については、A社B事業所にC作業員として勤務していたが、社会保険事務所の記録によると、坑内員ではなく一般になっている。
当時、3交代で坑内のD作業に従事していたので、申立期間における厚生年金保険の被保険者種別を「坑内員」(第三種被保険者)に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社B事業所に係る第三種被保険者(坑内員)としての厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、当該事業所に照会したが、当時の資料等が保存されていないため申立人の勤務実態等が確認できない上、申立人が名前を挙げた同僚及び社会保険事務所の記録から当該事業所に勤務していたことが確認できる複数の者に照会したものの、申立人が申立期間に坑内夫として当該事業所に勤務していた事実を確認できる供述は得られない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、①申立人が一緒に勤務していたという上司及び同僚についても、入社時は坑内員ではなく、申立期間の途中から坑内員に該当していること、②社会保険事務所の記録から当該事業所に勤務していたことが確認できる者について、坑内で作業していたにもかかわらず坑内員に該当していない者が確認できること、③申立人が厚生年金保険の資格を取得した昭和 23 年 2 月に申立人を含め 91 人が資格取得しているが、資格取得時から坑内員に該当している者は、22 人しか確認できないことから判断すると、申立当時、事業主は坑内作業をしても、一部の従業員について厚生年金保険第三種被保険者の手続を行わなかったと考えられる。

このほか、申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第三種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 5 月 1 日から 28 年 5 月 1 日まで
② 昭和 28 年 7 月 1 日から 29 年 10 月 1 日まで
③ 昭和 35 年 4 月 1 日から 37 年 11 月 1 日まで

申立期間①については、A社B事業所で、最初はC業務、その後、D業務に従事していた。

申立期間②については、E社に勤務していた。E社は、A社が経営するB事業所のF作業を担当する会社だった。

申立期間③については、G社で、H班に所属しI関係の仕事をしていた。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

2 申立期間①について、A社に照会したところ、資料が保存されていないことから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人が一緒に勤務していた同僚についても、社会保険事務所の記録によると、申立期間①に当該事業所において厚生年金保険に加入していた形跡は見当たらず、社会保険事務所の記録により、申立期間①に当該事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会したが、「申立人の名前に記憶が無く、当時の厚生年金保険の加入状況は分からない。」と述べている。

さらに、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されていない。

このほか、申立期間①について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間②について、E社は、社会保険事務所の保管する適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録において、同事業所名及び類似の名称等での確認を行ったものの、記録は無く、さらに、同事業所は、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人が一緒に勤務していたという同僚（故人）についても、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間②に厚生年金保険に加入していた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間②について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間③について、申立人が勤務していたという事業所は調査の結果、G社の仕事をしていたH組と判明し、同僚の供述から判断すると、時期は特定できないが、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和37年5月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間③のほとんどが適用事業所に該当していなかったことが確認でき、当該事業所において、厚生年金保険の適用時から加入していた被保険者について、適用前の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、当該期間に厚生年金保険に加入していた形跡は見当たらない。

また、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も死亡していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況について供述を得ることはできない。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間③に当該事務所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会したところ、「申立期間の厚生年金保険加入状況は分からないが、申立人は仕事のある夏の期間だけ日雇として勤務していたと記憶している。」と述べており、申立人が一緒に勤務していたという同僚8人のうち5人が当該事業所において、厚生年金保険に加入していた形跡が見られない。

加えて、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、整理番号にも欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、G社について、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間における社会保険事務所の被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、整理番号に欠番も見られない。

このほか、申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年8月6日から24年7月28日まで
② 昭和24年11月ごろから26年8月ごろまで
③ 昭和26年9月ごろから30年9月ごろまで
④ 昭和36年8月1日から38年10月28日まで

申立期間①については、A社（現在は、B社。以下同じ。）C事業所で昭和21年6月25日から24年7月28日までD作業員として勤務していたが、社会保険事務所の記録によると23年8月6日に厚生年金保険の資格を喪失したことになる。

申立期間②については、E社のF作業員として勤務していた。

申立期間③については、G社に勤務しており、H現場でI作業員をしていた。

申立期間④については、J社の下請であるK社でL作業員として勤務していた。作業中にベルトに巻き込まれけがをした。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 すべての申立期間について、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

2 申立期間①について、A社に照会したが、当時の資料が散逸していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できない。
また、申立人が一緒に勤務していた同僚については、社会保険事務所の記

録によると、当該事業所において厚生年金保険に加入していた形跡は見当たらず、当該同僚の所在も確認することができない上、社会保険事務所の記録により、申立期間に当該事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会したが、「退社日と厚生年金保険の被保険者資格喪失日に違いは無く、申立人の名前についても記憶が無い。」と述べている。

さらに、社会保険事務所及び社会保険庁業務センターが保管している当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳によると、いずれも、申立人の資格喪失日は、昭和23年8月6日となっており、その記載内容に格別不自然さは見られない。

- 3 申立期間②について、E社は、昭和25年5月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間の一部は適用事業所に該当していなかったことが確認でき、当該事業所において厚生年金保険の適用時から加入していた被保険者について、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、適用以前は、厚生年金保険に加入した形跡は見当たらない。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人から名前の挙がった同僚についても、当該事業所において厚生年金保険に加入していた形跡は見当たらず、当該同僚及び事業主の所在も確認することができない上、社会保険事務所の記録により、申立期間に当該事業所に勤務していたことが確認できた者に照会したが、「申立人の名前に記憶が無い。」と述べている。

さらに、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も所在不明のため申立人の勤務実態や厚生年金保険料の加入状況について確認できない。

加えて、厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 4 申立期間③について、G社は、社会保険事務所が保管する適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録において、同事業所名及び類似の名称等での確認を行ったものの、記録は無く、さらに、同事業所は、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い上、H現場の所有者であったM社は既に解散しているため、G社に関する調査ができない。

また、申立人は事業主の名前を記憶しておらず、一緒に勤務していたという同僚についても名字しか記憶していないため、この同僚を特定することはできず、申立人に関する供述を得ることができない。

さらに、申立人は、社会保険事務所の記録によると、申立期間のうち、昭和29年6月1日から30年3月25日まで、事業所名は特定できないが、厚生年金保険に加入していることが確認できるものの、上述のことから、同事業所は、G社であるとは認められない。

- 5 申立期間④について、K社は、社会保険事務所が保管する適用事業所名簿

及び社会保険庁のオンライン記録において、同事業所名及び類似の名称等での確認を行ったものの、同事業所を特定することはできず、さらに、同事業所は、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い上、J社に照会したところ、関係資料は保存されておらず、K社に関する調査ができない。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人が一緒に勤務していたという同僚二人のうち一人（故人）が、申立期間の一部にJ社N事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できたことから、同事業所における厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人及びもう一人の同僚の名前は見当たらない上、社会保険事務所の記録から同事業所で現場監督をしていた者に照会したところ、「当時はたくさんの下請会社があり、K社も記憶にあるが、申立人の名前は記憶していない。また、J社とK社とは雇用関係が無い。」と述べている。

なお、申立人は、作業中にけがをして診療を受けたと主張しているが、作業中のけがについては労働者災害補償保険適用のため、病院で受診したことをもって厚生年金保険に加入していたとは認められない。

- 6 このほか、申立人のすべての申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 6 月 27 日から 32 年 1 月 5 日まで

昭和 31 年 3 月に中学を卒業後、A社B支店に入社し、C班でD作業を担当した。入社後、多少の試用期間はあったと思うが、E振興会から交付されたF手帳に、A社B支店の就職日として昭和 31 年 6 月 27 日と記載されていることから、この時点で正社員となったはずであり、厚生年金保険にも加入しているはずである。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するF手帳及びE振興会が保管する申立人のF手帳原簿により、申立人が申立期間においてA社B支店に勤務していたことは認められるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

また、A社に照会したものの、当時の資料は廃棄しているため、申立人の厚生年金保険の適用状況については確認できなかった。

さらに、申立人は、同人が保管するF手帳に記載された就職日が厚生年金保険被保険者の資格取得日であると主張するが、申立人が同期入社であったとする者及び社会保険事務所の記録により、申立人と同じく昭和 32 年に当該事業所で同保険の被保険者資格を取得したことが確認でき、かつ、申立人と同様にC担当であったとの供述が得られた二人の合計 3 人について、同保険被保険者資格の取得日と、E振興会が保管するF手帳原簿に記載された当該事業所への就職日を比較したところ、このうち二人については両日付けが一致しないことから、当時、当該事業所では、当該原簿に記載された就職日を以て厚生年金保

険被保険者の資格を取得した旨の届出を行っていたものではなかったと考えられる。

加えて、社会保険事務所の記録により、申立人と同日の昭和 32 年 1 月 5 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる者は、「昭和 31 年 10 月ごろ、既に入社していた申立人及び他の一人と一緒に筆記試験を受け、その後採用された。」と供述している上、同人が申立人と共に筆記試験を受けたとする他の一人の同保険被保険者の資格取得年月日も、申立人と同日であることが確認できることを踏まえると、当該事業所では、昭和 31 年において既に採用していた者についても筆記試験を行い、その合格者について 32 年 1 月 5 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を行ったものと考えられる。

なお、申立人が同期採用であったとする同僚は、社会保険事務所の記録によると、昭和 31 年 3 月 20 日に同保険の資格を取得したことが確認できるとともに、「入社試験は無かった。」と供述しているが、同時に、「当時は入社式も無かったので、昭和 31 年 3 月に入社したのは自分だけだと思っていた。申立人とは作業班も違い、話す機会も無かったので、彼がいつ入社したのかも知らなかったし、同期だとは思っていなかった。」と供述していることを踏まえると、同人と申立人には何らかの立場の違いがあったか、又は昭和 31 年が当該事業所における正社員登用試験導入の過渡期であったとも考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年9月15日から26年11月1日まで
② 昭和26年12月1日から27年12月10日まで

昭和24年3月から27年12月までA社（現在は、B社。以下同じ。）に勤務しており、同社から派遣されて、いろいろな事業所でC業務やD業務を行っていたが、このうち、E社（現在は、F社。以下同じ。）に派遣されていた申立期間①、及びG社に派遣されていた申立期間②については、厚生年金保険加入記録が確認できない。両申立期間とも、給与は間違い無くA社から支給されていたので、同社において厚生年金保険に加入していたはずである。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人のA社が他のHメーカーやIメーカーの工場を借りてJ製品を製造していた状況等に関する供述が具体的であることから判断すると、申立人が、期間の特定はできないものの、両申立期間において同社から各事業所に派遣されていたことは推認することができるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

また、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和34年6月1日であり、申立期間は適用事業所に該当していなかったことが確認できる上、申立人が申立期間において、ただ一人同じ事業所に一緒に派遣されていたとするK担当者も、A社における同保険の被保険者資格取得年月日は、同社が適用事業所となった同年6月1日である

ことが確認できる。

さらに、申立人及び申立人の同僚に係る厚生年金保険の加入記録から、A社から派遣された者は、派遣先の事業所で厚生年金保険に加入していたと考えられるものの、B社に照会したところ、当時の資料は廃棄しているため、申立人の両申立期間における派遣の状況及び厚生年金保険の加入状況については確認できなかった。

加えて、社会保険事務所の記録によると、上述の研究技術責任者であった者も、両申立期間において厚生年金保険に加入していた形跡が無い上、同人は既に死亡しているため、同人から、申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況について確認することはできない。

- 2 申立期間①については、社会保険事務所の記録によると、申立人は、E社において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い。

また、F社に照会したところ、当時の資料は廃棄しているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況については確認できなかった。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間前後にE社で厚生年金保険の被保険者であった者のうち、生存が確認された者に照会したものの、A社からの従業員派遣の状況及び申立人の勤務状況については確認できなかった。

- 3 申立期間②については、社会保険事務所の記録によれば、G社が厚生年金保険の適用事業所であった形跡は無い上、登記簿の記録を調査したものの、同社の存在は確認できないことから、当時の事業主等に申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況を確認することができない。

- 4 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年12月ごろから22年12月ごろまで
② 昭和22年12月ごろから24年12月ごろまで
③ 昭和24年12月ごろから27年8月ごろまで
④ 昭和34年春ごろから36年5月ごろまで

申立期間①は、A製品を作っていたB社に勤務していた。一緒に勤務していた事務員の話では、従業員全員が社会保険に加入していたとのことであった。

申立期間②は、C駅の近くにあったD社に勤務していた。労働基準監督署が2か月ごとに監査に来ていたので、社会保険を掛けていなかったとは考えられない。

申立期間③は、E工事を手掛けていたF社に勤務しており、冬期間も仕事をしていた。

申立期間④は、G社に勤務していた。一緒に勤務していた同僚が、当時の状況をよく知っているはずである。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、各申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。
- 2 申立期間①については、同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、昭和 40

年1月9日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人に係る勤務実態及び申立人が申立期間の厚生年金保険料を控除されていた事実を確認することはできない。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人が一緒に勤務していたとする当時の事業主及び事務員は、いずれも、申立期間において厚生年金保険に加入していた形跡が無いほか、当該事務員が、同人が勤務する前に当該事業所に勤務していたとする同人の姉も、申立期間において厚生年金保険に加入していた形跡が無い。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる7人は、いずれも既に死亡しており、これらの者から、当該事業所の状況や申立人の勤務状況等について確認することができない。

加えて、申立人及び申立人の同僚が、当該事業所の当時の従業員数について、「20人から30人であった。」と供述しているところ、社会保険事務所の記録によれば、申立期間における当該事業所の被保険者数は7人であることが確認できることを踏まえると、当時、当該事業所では、一部の従業員しか厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等は無い。

- 3 申立期間②については、社会保険事務所の記録によると、D社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間から1年9か月経過した後の昭和26年9月1日であり、申立期間においては適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、申立人は、当時、同僚二人と一緒に勤務していたと主張するが、申立人がその名字しか記憶していないため個人を特定することができず、これらの者から、当該事業所の状況や申立人の勤務状況等について確認することができない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、昭和27年9月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人に係る勤務実態及び申立人が申立期間の厚生年金保険料を控除されていた事実を確認することはできない。

なお、労働基準監督署が行う監査は、事業所における労働基準法等の労働関係法令の遵守状況を調査することを目的として行われるものであることから、厚生年金保険の適用とは関係が無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 4 申立期間③については、社会保険事務所の記録によると、F社が、厚生年金保険の適用事業所であった形跡が無い上、登記簿の記録を調査したものの、当該事業所の存在は確認できないことから、当時の事業主等に申立人の勤務状況や厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は、当時、同僚5人と一緒に勤務していたと主張するが、このうち4人については申立人が同人の名字しか記憶していないため、個人を特定することができなかつたほか、他の一人についても個人を特定することができず、これらの者から、当該事業所の状況や申立人の勤務状況等について確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 5 申立期間④については、同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がG社に勤務していたことは推認できるが、社会保険事務所の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間から2年経過した後の昭和38年4月1日であり、申立期間においては適用事業所に該当していなかったことが確認できる上、当該事業所が同保険の適用事業所となった同年4月1日に同保険の被保険者資格を取得した者に照会したものの、同日以前に厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人が、当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚は、申立期間において厚生年金保険に加入していた形跡が無い上、「当該事業所は個人が経営しているような小さな事業所だったので、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等は無い。

- 6 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 5 日から同年 4 月 30 日まで

昭和 41 年 4 月 5 日から同年 4 月 23 日まで A 社（現在は、B 社。）C 所で研修を受けた後、同年 4 月 24 日から同年 4 月 30 日まで D 事業所で臨時雇用員の発令を受けたが、この期間については厚生年金保険の加入記録が確認できない。

一緒に C 所に入所した同僚には、同所に在籍中の期間についても厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間について同保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び履歴カードにより、申立人が、申立期間のうち昭和 41 年 4 月 5 日から同年 4 月 23 日までの期間は C 所に在籍していたこと及び同年 4 月 24 日から同年 4 月 30 日までの期間は臨時雇用員として D 事業所に勤務していたことが確認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人が C 所に一緒に入所したとする同僚 3 人のうち一人は、同人が保管する履歴カードにより、同所に入所する前の昭和 41 年 3 月 14 日に臨時雇用員となったことが確認できるとともに、社会保険事務所の記録により、同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できるほか、他の一人は、同所修了後の 41 年 5 月 1 日に臨時雇用員となり、同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが同様に確認できる。さらに、別の一人は、履歴カードによっては勤務実態が確認できないものの、「同所に入所する前の昭和 41 年 3 月から D 事業所に勤務していた。」と供述しているとともに、社会保険事

務所の記録により、41年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できることを踏まえると、当時、E支店が、採用した者について厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行ったのは、同所に入所した時点ではなく、臨時雇用員の発令等を行った時点であったと考えられる。

加えて、当該同僚3人が臨時雇用員であった期間は延べ日数で22日間から7か月間であったのに対し、申立人が臨時雇用員であった期間は延べ日数で7日間と短期間であり、B社に照会したところ、「臨時雇用員は、1か月の勤務日数が22日間に満たない場合は厚生年金保険に加入させない取扱いがあった。」との回答があったことを踏まえると、申立人は、当時、E支店が臨時雇用員を厚生年金保険に加入させる場合の要件には該当していなかったものと考えられる。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 11 月 1 日から 33 年 3 月 31 日まで
② 昭和 33 年 11 月 1 日から 34 年 3 月 31 日まで
③ 昭和 38 年 10 月 1 日から 39 年 2 月 28 日まで
④ 昭和 51 年 11 月 1 日から 52 年 3 月 31 日まで
⑤ 昭和 52 年 7 月 1 日から同年 10 月 30 日まで

申立期間①及び②は、A社の作業所において、農閑期に期間雇用者として勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間③は、B社において、C業務に従事したが、入社当初の5か月間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間④及び⑤は、D社（現在は、E社。）F支店において、販売員として勤務したが、入社当初の6か月間と当該事業所を退職する直前の4か月間の厚生年金保険の加入記録が無い。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人の従事業務に関する申立内容及び同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間中にA社に勤務していたことは推認できるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も連絡が取れないため、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できない。

さらに、申立人は同僚の名前を記憶しておらず、社会保険事務所の記録か

ら、当時、当該事業所に勤務していた同僚3人に照会したが、申立人の申立期間に係る勤務実態を確認できる関連資料、供述を得ることはできなかった。

加えて、当該事業所の経理担当者及びG工場長からは、いずれも「申立期間当時、当該事業所の作業所の作業員は、通年で雇用する者は厚生年金保険に加入していたが、農閑期に勤務していた期間雇用者については、厚生年金保険に加入していなかった。」との供述があり、また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿においても、申立期間当時、冬期間の期間雇用者の厚生年金保険の加入が確認できず、これは先の経理担当者らの供述と符合する。

その上、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立期間において申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は無く、整理番号の欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間③について、申立人は、申立期間③における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料が無い。

また、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用についてB社に照会したところ、これらの事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は同僚の名前を記憶しておらず、社会保険事務所の記録から、当時、当該事業所に勤務していた同僚3人に照会したが、申立人の申立期間③に係る勤務実態を確認できる関連資料、供述を得ることはできなかった。

加えて、社会保険事務所の記録では、当該事業所は、昭和38年12月26日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③のうち、同年10月1日から同年12月25日までの期間は、厚生年金保険の適用事業所に該当しないことが確認できる。

その上、申立人が勤務する以前から当該事業所に勤務し、申立人を当該事業所に紹介したとする申立人の父は、社会保険事務所の記録から、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した1か月前の昭和39年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立期間③については、申立人と同じく、厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

このほか申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間④について、同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間中にD社に勤務していたことは推認できるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給

与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について、E社に照会したところ、これらの事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間④当時の上司及びその他の同僚二人からは、いずれも「販売員は、販売成績による歩合給の社員であり、入社当初は厚生年金保険に加入しておらず、販売成績が良くなった段階で厚生年金保険に加入する取扱いを行っていた。このため、申立人は、自分が記憶する入社時期と厚生年金保険の加入時期が異なっているのだと思う。」との供述があった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 4 申立期間⑤について、申立人が、申立期間⑤における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について、E社に照会したところ、これらの事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、同僚3人からは、いずれも「販売員は、販売成績による歩合給の社員であり、成績が下がれば、厚生年金保険の被保険者資格を喪失する取扱いを行っていた。このため、申立人は、自分が記憶する退社時期と厚生年金保険の資格喪失時期が異なっているのだと思う。」との供述があった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月 1 日から 34 年 7 月 1 日まで

昭和 32 年 1 月末に公務員を辞め、兄の紹介により、同年 2 月から A 社（現在は、B 社。）C 事業所に勤務し、35 年 2 月に退職するまで継続して勤務した。

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A 社 C 事業所に勤務した期間のうち、昭和 32 年 2 月から 34 年 6 月末までの加入記録が無いとの回答であった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料は無い。

また、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について A 社に照会したところ、これらの事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は同僚の名前を記憶しておらず、社会保険事務所の記録から、当時、当該事業所に勤務していた同僚 4 人に照会したが、申立人の申立期間に係る勤務実態を確認できる関連資料、供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人は、昭和 32 年 1 月に公務員を辞め、翌月の同年 2 月に当該事業所に入社したと主張しているが、勤務していた行政機関に照会したところ、申立人は 31 年 8 月に退職していることが確認でき、申立人の主張と一致しない上、A 社の資料によると、当該事業所は 32 年 4 月に開設されており、申立人が当該事業所に入社したとする同年 2 月の時点では、当該事業所は開設されていなかったことが確認できる。

このほか申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず

ない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。